

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成10年法律第7号
手続名	特定非営利活動法人の特例認定	根拠条項	特定非営利活動促進法第58条 特定非営利活動促進法第59条 特定非営利活動促進法第62条
審査基準	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 （特例認定）</p> <p>第58条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。</p> <p>2 第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第3項中「5年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあって、2年）」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。</p> <p>（特例認定の基準）</p> <p>第59条 所轄庁は、前条第1項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。</p> <p>(1) 第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 前条第2項において準用する第44条第2項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から5年を経過しない特定非営利活動法人であること。</p> <p>(3) 第44条第1項の認定又は前条第1項の特例認定を受けたことがないこと。</p>		
	受付機関	県民協働課	処理機関
		交付機関	県民協働課
		標準処理期間	4月
		標準経由期間	日
		目次	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法			法令番号	平成10年法律第7号		
手続名	特定非営利活動法人の特例認定			根拠条項	特定非営利活動促進法第58条 特定非営利活動促進法第59条 特定非営利活動促進法第62条		
審査基準	<p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> <p>第62条 第46条から第50条まで、第52条から第56条まで並びに第57条第2項及び第3項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。 この場合において、第54条第1項中「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「5年間」とあるのは「3年間」と、「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第3項中「5年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第60条の有効期間の満了の日」と、第56条中「5年間」とあるのは「3年間」と読み替えるものとする。</p>						
	受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課	標準処理期間 4月 標準経由期間 日